

福井県マルチメディアサポートセンター
システム管理業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、福井県マルチメディアサポートセンター システム管理業務委託契約書（以下「本契約」という。）第2条の委託業務の内容を定めるものとする。

2. 業務内容

- (1) 福井県マルチメディアサポートセンター3F制作コーナー（以下「MSC」という。）の利用者が良好な環境で利用できるよう、機器等を管理すること。
- (2) 公益財団法人ふくい産業支援センターの要請に応じて、制作業務及び機器等の操作を助言・指導すること。
- (3) その他、MSCの運営等に関する業務に従事すること。
- (4) 前三項の業務内容の詳細は、別紙1に掲げる「委託業務の詳細」のとおりとする。

3. 機器

機器とは、MSC内に設置された別紙2に掲げる「機器一覧」のとおりとする。

4. 委託業務実施場所

公益財団法人ふくい産業支援センター
（福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16 福井県産業情報センタービル内MSC）

5. 委託業務実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

6. 業務実施日

- (1) 年間60日（原則、月5日）とする。
- (2) 福井県産業情報センターの設置および管理に関する条例に基づく、福井県産業情報センターの開館日のうち、週1日を業務実施日とする。
- (3) MSCに関連するセミナーや研修の実施日を業務実施日とする（土曜日・日曜日・祝祭日を含む）。
- (4) 他の業務日については、甲乙双方協議の上で決定することとする。
- (5) 業務実施日の変更については、甲乙双方協議の上で行うこととする。

（福井県産業情報センターの開館日）

・12月29日から1月3日まで

7. 業務実施時間

- (1) 8:30から17:15までとする（原則として12:00～13:00は休憩時間とする。ただし、MSCに関連するセミナーや研修の実施日および、甲が特に指示する場合にはこの限りではない。）

8. システム管理者の資質

システム管理者は、映像編集・音声編集等のソフト操作技術やコンテンツ制作に係る基礎的な知識を有している者で、M S C全体を管理できる能力を有している者とする。

9. システム管理者の委託業務履行上の責務

- (1) 利用者との対応に際しては、親切丁寧を心がけ、かつ誠実に業務に当たること。
- (2) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう心がけること。
- (3) 利用者が常に良好な環境で利用できるよう、能力の向上に務めること。
- (4) 利用者に不信感・不快感を与えるような服装を慎むこと。
- (5) 委託業務を実施した時は、作業記録を作成すること。
また、業務実施の状況を委託業務実施報告書に記載し、毎月、甲に報告すること。
- (6) 委託業務を遂行中に、火災等の非常事態が発生した時は、甲に協力して使用する機器、資料等の損害を最小限度に止めるよう努力すること。
- (7) 乙の不測の事態が発生し、委託業務の遂行が不可能になったときには、乙は直ちに甲に報告するとともに、適切な処置を講じて甲の業務に支障を来さないよう努力すること。

10. その他

この仕様書に記載のない事項については、甲の指示に従うこと。